長野県警察本部長　　告示　第　７６　　号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第１０４条第１項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和　８年１０月２６日

長野県警察本部長

記

意見の聴取の期日　　令和　８年１１月１１日　午前９時３０分

意見の聴取の場所　　長野市川中島町原７０４－２
北信運転免許センター

長野県警察本部長　　告示　第　７６　　号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第１０４条第１項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和　８年１０月２６日

長野県警察本部長

記

意見の聴取の期日	令和　８年１１月１１日　午前９時３０分
意見の聴取の場所	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原７３－１１６ 中南信運転免許センター

長野県警察本部長　　告示　第　　７７　　号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第１０４条の２第２項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和　８年１０月２６日

長野県警察本部長

記

聴聞の期日　　令和　８年１１月１１日　午前９時３０分

聴聞の場所　　長野市川中島町原７０４－２
北信運転免許センター

長野県警察本部長　　告示　第　７７　　号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第１０４条の２第２項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和　８年１０月２６日

長野県警察本部長

記

聴聞の期日	令和　８年１１月１１日　午前９時３０分
聴聞の場所	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原７３－１１６ 中南信運転免許センター